

論 文

電電公社民営化の政治過程

— 「橋本私案」を中心に—

羽 瀧 貴 司

1. はじめに

第2次臨時行政調査会（以下、臨調と略称）は、1982年7月30日に『行政改革に関する第三次答申（基本答申）』を鈴木首相に提出した。その後「基本答申」の対処方針が閣議決定され（8月10日）、「基本答申」を実行に移すための行政改革大綱「今後における行政改革の具体化方策について」（9月24日）が正式決定された。翌年の第四次答申「今後の行政改革推進体制のあり方」（1983年2月）、続いて「最終答申（第五次答申）」（1983年3月）が中曽根首相に提出され、3月15日に臨調は臨時行政調査会設置法に基づく二年間の活動に幕を閉じた¹⁾。

本稿は、臨調解散から日本電信電話公社の改革法案の骨格となる「橋本私案」（1983年9月6日）提出に至るまでの日本電信電話公社の民営化の政治過程を考察する。第2章は臨調解散から「橋本私案」提出までの時期、第3章は「橋本私案」の成立とその背景、第4章は「橋本私案」成立に影響を与えたアメリカの市場開放要求について簡単に検討する²⁾。

2. 臨調解散から「橋本私案」成立まで

1983年3月16日、日本電信電話公社（以下、電電公社と略称）は、自民党電電基本問題調査会電電事業小委員会（亀岡高夫小委員長）に対して「経営形態問題について」と題する資料で公式に初めて独自の「特殊会社構想」を打ち出した（小森、1983、87ページ）。電電公社は、臨調の「株式会社」案は採用せ

1) 1982年11月27日に中曽根内閣発足。

2) 橋本龍太郎の当時の役職は自民党行財政調査会長。

ず、通信の秘密確保など公的規制も必要との判断から最終的に「商法原則に基づく特殊会社」案を提示した³⁾。同案では、①民間企業の経営者と同様の企業家精神で経営責任を明確化する、②弾力的な事業計画をもとに経営を効率化する、③弾力的投資で新規事業を開拓すると改革案を示す一方で、一定の規制を設けた⁴⁾。自民党「出資証券方式の特殊法人」案に関しては⁵⁾、①国の特定の政策遂行のための組織で事業活動が限定される、②出資者に議決権がなく、経営の意思決定が許認可など国に左右されること、臨調「分割・民営」案については収支バランスや料金の分割方法などの課題が指摘された（読売新聞：1983年3月17日）。しかしながら、1983年3月18日午後、自民党内では電電公社「特殊会社構想」案に対して「出資証券方式」案が適当との意見が有力であり、法案提出は事実上断念された（朝日新聞：1983年3月19日）。

1983年4月13日、自民党電電基本問題調査会電電事業小委員会（亀岡高夫小委員長）で郵政省は電電公社改革に関する方針を提示した。新たな電電公社の経営形態の条件に、①電話などの基本サービスを廉価な料金で全国に提供する、

-
- 3) 特殊会社は、特別法の適用を優先的に受け、特別法に規定されていない事項に関しては一般企業と同様に商法の規定が優先される会社のことをいう（井上、2000、177ページ）。
 - 4) 一定の規制とは、国益・利用者保護の立場から、①非常事態における重要通信の確保、②通信の秘密確保、③サービス提供義務等については、新規参入者とともに厳しく公的規制が課される、とされる（日本電信電話公社編集委員会、1988、75ページ）。
 - 5) 自民党通信部会電電基本問題調査会は、1982年7月23日、出資証券方式案を提起した。①特別法による法人とする。②名称は日本電気通信機構（仮称）とする。③出資党については政府の出資証券として、法律で政府が管理する。④剰余金についてはその一定割合を納付する。⑤適正な人員、規模とするための合理化を強力に進める。そのため特別立法（勸奨退社等）を行う。したがって分割は行わない。⑥合理化のため労使関係の見直しを行う。⑦争議行為対策については特別立法により現在程度の規制を行う。なお、労使紛争の調整は第三者機関で行う。⑧監査背戸、監査機能の強化につとめる。⑨役員については政府が関与する。出資者は経営の意思決定に参画しないという意味で、自民党案は日銀方式的といわれる（加藤・山同、1983、208ページ）。

②ネットワークの一体性を確保する，③高度で多様なサービスを提供する，④通信の秘密，ネットワークの安全性・信頼性を確保する，⑤電気通信技術の優れた研究開発体制を維持する一を挙げたが，臨調の「分割・民営」論への配慮から独自案は示さず，①電電公社に準ずる特殊法人案と②臨調案の「分割・民営」案の両案を紹介するにとどまった（読売新聞：1983年4月14日）。

1983年4月27日朝，国会内で中曽根首相は斎藤行政管理庁長官と出会い，今後の「新行政改革大綱」方針について，①「基本答申」をベースに省庁組織改革，特殊法人整理，許認可整理などの内容を中心とする，②電電・専売公社の改革法案は今国会は断念する，③次期国会への法案提出を目指し，5月20日頃の閣議決定に向けて準備するよう指示した。中曽根首相が電電・専売公社の具体的な改革時期を定めた理由は，①電電・専売公社の改革を次期国会の目玉としたい，②電電・専売公社改革に対する政府・自民党内の抵抗に対して，「新行政改革大綱」の骨格を決める現時点でクギを指しておく必要がある一などの判断があった（朝日新聞夕刊：1983年4月27日）。

中曽根首相の指示を受けて，連休明けから政府・自民党間で「新行政改革大綱」のとりまとめ作業に入った。「新行政改革大綱」は，①臨調の「最終答申」の内容をほぼ網羅する，②特に特殊法人，許認可の整理，省庁組織の再編などを重点的にまとめる，③「基本答申」が提言した改革課題の進捗具合についても触れたうえで，全体を二部構成とするなどの骨格が固まった。しかしながら，中曽根首相の指示に基づき「新行政改革大綱」に電電・専売公社改革を織り込むことは一致していたものの，その具体的内容は決まっていなかった（朝日新聞：1983年5月3日）。

1983年5月24日，「臨時行政調査会の最終答申後における行政改革の具体化方策について（新行政改革大綱）」が閣議決定されたが⁶⁾，電電・専売公社の改革については「日本電信電話公社及び日本専売公社の経営形態の改革問題については，答申の趣旨に沿って，引き続き鋭意調整を行い，所要の法律案を次期通常国会に提出すべく準備を進める」（日本電信電話公社社史編集委員会，1986，76ページ）と先送りされた⁷⁾。

6) 1983年5月24日に閣議決定された「行政改革大綱」は，1982年9月24日の「行政改革大綱」と区別するために「新行政改革大綱」と呼ばれている。

1983年6月11日、自民党・郵政省・電電公社の間で基本合意に達し、電電公社改革の骨格が固まった。「基本答申」をベースとした、自民党通信部会の改革案と電電公社の改革案との折衷案となっており、①当面は政府全額出資による特殊会社としたうえで、5年以内に基幹回線を運営する中央会社と複数の地方会社に再編成する「分割・民営」案⁸⁾、②自民党通信部会と同党電電基本問題調査会による「出資証券方式」案、③電電公社の「商法原則に基づいた特殊会社」案の折衷案が基本合意となり、当面は全国一体の特殊会社とし、分割・再編成は三年後に実施予定となった。中央組織は基本回線の建設・保守・運用のほかに電気通信研究所も統括し、特殊会社は地域内の回線の建設、保守、運用などを担当する。電力会社を参考に特殊会社を5つ程度に分割する案もあったが、料金格差が生じる懸念から最小限の二分割に落ち着いた⁹⁾。また、東西二分割の分岐点を静岡県に設定したが、静岡県を東西のどちらに含めるかは料金収入のバランスとの関係から未調整となった。なお、時価総額10兆円前後とも言われる地方会社の株式は民間に順次売却していくことになったが、どれくらいの期間でどの程度まで売却するかは固まっていなかった。この基本合意を受けて、郵政省は、政府・自民党の最終方針が決定次第、法案化作業に入ることとなった（読売新聞：1983年6月12日）。

7) 「新行政改革大綱」は、「当面の合理化措置」として、電電公社の保守部門や電報部門の要員合理化をすすめ、1983年度においては、1983名の減員を実施するとしている（日本電信電話公社社史編集委員会、1986、76ページ）。

8) 特殊会社は、基幹回線部門を運営する「中央会社」と地方の電話サービスを運営する複数の「地方会社」とに再編成される。再編成の具体的方法は、特殊会社が地方会社を分離・独立させ、特殊会社自身が中央会社になることによって行われる。臨調第4部会の原案では、8～11の地方会社とする意見が有力であった。8は電電公社の総括局の数、11は電電公社の電気通信局の数と一致する。しかしながら、このような細分化した地方会社を設立すると収支の見通しが立たなくなるため、「複数の地方会社」という表現にとどまった（井上、2000、178ページ）。なお、本稿では、電電公社をめぐる経営形態論議の政治過程を追うことに主眼を置いている。電電公社改革案そのものの評価については、井上 [2000] を参照されたい。

9) この点については、井上 [2000]、178ページを参照されたい。

1983年7月23日午前、中曽根首相は、都内ホテルで開催された日本青年会議所主催の青年経済人東京会議で講演し、電電・専売公社の改革について「臨時行政調査会の答申に沿って秋の半ばまでに法案要綱をつくり、来年春、通常国会に法案を提出する」と述べた。さらに、「両公社を民営化にもっていくには電電公社で約120本、専売公社で30～40本の法律を改正しなければならない。内閣法制局でこの作業をするのに最低6か月はかかるので、法案要綱のとりまとめは急がなければならない。今、自民党の橋本行財政調査会長らが各方面に接触しているところだ」と語った（朝日新聞：1983年7月23日、傍線筆者）。

1983年8月9日、郵政省は、電気通信政策局と電波監理局の二局を、通信政策局、放送局、電気通信局の三局に改組する案を自民党通信部会と電電基本問題調査会の合同会議に報告し了承された。三局改組案は「基本答申」でも提言されていたが、新機構案では①通信政策局が総合的な電気通信政策局の策定や新技術の研究開発、②放送局は放送関係の免許・監督や新しい放送メディアの開発・普及など、③電気通信政策局は二部に分かれ、電気通信事業部は電電公社など電気通信事業の監督・指導を、電波部は周波数の監理、放送以外の無線局の免許などを担当する、とされた（朝日新聞：1983年8月10日）。

1983年8月10日、中曽根首相が9月中旬をメドにまとめるよう指示していた電電公社改革法案の概要が明らかとなる。橋本龍太郎、金丸信¹⁰⁾、亀岡高夫小委員長を中心にまとめられたもので、①現行の公社形態を、当面、政府が全株を保有する特殊会社に移行させる、②十年以内に見直しを行う、③株式売却は国会の議決を必要とする一などとされた。「基本答申」の「当面は特殊会社」の方向に沿うものであるが、「五年後の中央会社と地方会社への分割・再編成」については明記を避け、「十年以内の見直し」とされた。なお、6月の段階では橋本龍太郎は、①第1段階として特殊会社へ移行させる、②三年後に、基幹回線を運営する出資証券会社と地方の電話サービスを担当する東西の特殊会社に再編成する改革案を関係方面に打診していたが、とりわけ分割に関しては電電公社と全電通に加え自民党内からも反対意見が出されたため、橋本龍太郎が金丸信や亀岡高夫小委員長とも話し合ったうえで「分割・再編成」を明記せず「十年以内に見直しをする」とした（読売新聞夕刊：1983年8月10日¹¹⁾）。

10) 当時の役職は郵政事業懇話会長。

1983年8月27日までに電電公社改革案は自民党内でほぼ固められた。その主な柱は、

- ①経営形態を公社から政府が全株式を所有する特殊会社とする、
 - ②株式の民間への売却は国会の承認を必要とするとともに、5-10年間は売却を凍結する、
 - ③臨調が提言した「複数会社への分割」は当面棚上げし、5-10年後に再検討する、
 - ④特殊会社への移行に伴い、公社に独占させている電気通信事業を民間にも開放する、
- というものであった¹²⁾。

3. 「橋本私案」の成立

3.1 「橋本私案」成立

1983年9月3日、電電公社改革の「橋本私案」(自民党案)がまとまり、9月6日の自民党電電基本問題調査会電電事業小委員会(亀岡高夫小委員長)の了承及び党内手続きを経て、政府に提示された。

〈橋本私案〉

1. 電気通信を特別法に基づく特殊会社(新会社)に改組する。
2. 電気通信事業の活性化、効率化を図るため、一定の条件のもとに新たな事業者の参入を可能とする制度を設けるとともに有効且つ公正な競争を確保する積極的な施策を講じる。
3. 新会社の株式は政府が全て保有する。株式の処分は国会の承認を受ける。
4. 新会社の労働関係は労働三法により、公労法は適用しないが、一定の争議

11) なお、武蔵野、厚木、横須賀、茨城の各電気通信研究所は、特殊会社の本体に入り、データ通信本部は、分離して株式会社にすることがほぼ決まっていた(読売新聞夕刊:1983年8月10日)。

12) この間の「7年以内の見直し」「5年以内の見直し」「3年以内の見直し」「10年ぐらいの期間での見直し」など、見直し時期が二転三転した背景については、小森[1988]、90~93ページを参照されたい。

行為規制を行う。

5. 新会社の事業計画、投資の任免等の重要事項については主務大臣の行政行為として関与させる。
6. 新会社は、電話等国民生活に必要な不可欠な役務の確保にあたる。
7. 新会社は事業の合理化計画をすみやかに策定し、その実施によって要員の合理化を図る。
8. 機器の認定等の行政的機能は新会社から分離する。
9. 料金については新規参入事業者を含め、主務大臣の認可制とする。
10. 以上の施策を確保するため、電気通信法体系の抜本的見直しをし、法制度を整備する。
11. 新会社の在り方については、電気通信技術の発展の動向等を踏まえ、7年以内に見直しを行う（朝日新聞：1983年9月4日、傍線筆者）¹³⁾。

「橋本私案」は、①電電公社を特殊会社に移行させる、②電気通信事業における競争を確保する、③電話料金を認可制とする、④一定の規制下で労組にスト権を認めるとされ、「出資証券方式」案よりも、「基本答申」で提起された「民営」案に近いと言える。他方、自民党内には外国資本の経営参加に対する危機感が強く、当面政府が全株式を所有し、①処分は国会の議決を必要とする、②新会社の事業計画や役員の任免など重要事項は主務大臣に関与させる一などの歯止めを設けた。「基本答申」で提起された「分割」論についても「七年以内に見直す」と先送りされた¹⁴⁾。その後、「橋本私案」は、政府・自民党行政改革推進本部常任幹事会の了承を得て内閣の方針となった（朝日新聞：1983年9月4日）。

13) 「政府・自由民主党行政改革推進本部常任幹事会における資料」（1983年9月13日）によれば、「新会社の在り方については、電気通信技術の発展の動向等を踏まえ、10年以内に見直しを行う」とされている（日本電信電話社史編集委員会、1986、76ページ）。「当初は七年という案であったが、それでも短いという意見が強く、会議の直前まで意見がまとまらず、当日配布された資料には、年数の部分が空白のまま残されており、口頭で10年という年数が埋められたのであった。この時点をもって、電電公社改革の概要が固まったと見ることができる。」（飯尾、1993、124ページ）。

3.2 「橋本私案」成立の背景

「橋本私案」提出後に、橋本龍太郎は談話を発表した。

「当初、臨調の論議は三公社挙げて、分割と同時に民営化していく方向に固まっていた。しかし、正直言ってその実現性に首をひねっていたが、アメリカの国防総省がATTとIBMの間にはいって、世界の通信網、情報網の整備にかかる。一方では資材調達におけるアメリカ側の圧力もあり、私の時代認識もだんだん変わり、臨調答申を受け入れるとするなら積極的に、より将来にとって有利な方向に向けていこうという発想に変わった。

私は党の行財政調査会長という立場から、金丸さんを中心に日銀方式で対応を考えていたが、そんなことですむわけがなく、民営化はいいとしても、分割をどのようにすればできるかと、ずいぶん自分なりに苦勞した。当初基幹回線だけは特殊法人でいって、そこから先を分割することはできないか。しかし東京の情報量が大きすぎて三分割、四分割では絵にならず、バランスのとれる分割は東西二分割しかない。静岡県の辺で線を引くと東西収支償う。そこで私は実は東西二分割案を書いた。私は二分割案に相当固執していた。しかし、その後、様子をみていると、新しい会社が次々と創設されるという状況も出てきたので、分割に固執しなくてもよいという感じになり、金丸さん以下通信のボスの皆さんも、一社ならば民営賛成という方向に変わり、後は御存知のように完全にそのペースで走り出したわけです。

しかし、この間、全電通や真藤総裁、武藤先生を中心とした電議懇の先生方に幾度も押しかけられ¹⁵⁾、いろいろ御意見を頂いたことが、私にとって大きな後押しになったことは間違いない事だと振り返っています¹⁶⁾。」(全国電気通信労働組合、1988、242ページ、傍線筆者)¹⁷⁾。

14) 自民党案は、臨調案の①民営化を目指して当面、政府が株式を保有する特殊会社に移行、②規模の適正化を図るために5年以内に中央会社と複数の地方会社に分割、③基幹回線の分野に新規参入を認めて独占の弊害を排除するとの案に対して、②を棚上げし、①の株式放出の実質的凍結を意味していた(朝日新聞：1983年9月4日)。

とりわけ傍線箇所に関して、電電公社民営化後に小森正夫（全電通中央本部書記長）と橋本龍太郎が詳細に語っている（小森 [1988]）。

第1に、もともと13項目あった「橋本私案」は、労使関係に配慮して「分離・分割」を排除し11項目に整理されたが（小森, 1988, 30ページ）、この点について小森正夫と橋本龍太郎は、次のように述べている¹⁵⁾。

小森：記憶では、1983年9月6日に「橋本私案」11項目が発表されました。これは最初13項目あったと思うんです。データ通信の分離、そして分割問題です。この11項目が出る以前に私は橋本先生（橋本龍太郎：対談当時の役職は自民党幹事長代理）から呼び出しを受け、自民党の6階会議室に行きました。（分離・分割問題について）橋本先生は、全電通の態度を知っていながら、「労使間で意見は一致しているか」と駄目を押すようにたたみかけてきました。私ははっ

15) 電議懇とは、「電気通信事業を考える議員懇談会」の略称。1982年11月25日に開催された初会合には、呼びかけ人の武藤山治のほか、公明党・民社党・社民連・新自由クラブの議員が参加した。初会合で武藤は、臨調の「基本答申」は電電公社について分割・再編成、民営化を前提としており、全電通から法案に分割が入らないよう取り組んでほしいとの依頼があった、と述べている（全国電気通信労働組合編, 1988, 216ページ）。

16) 橋本龍太郎による「各方面」への調整作業について、小森正夫は、次のようなエピソードを残している。1983年8月下旬のある日、小森正夫は武藤代議士と橋本龍太郎を訪ね懇談し、「分離・分割」問題について、くどいと言われるほど話した。橋本龍太郎は、小森らの主張に一つ一つうなずいていたが、それを100%受け入れるかどうかはわからなかった。橋本龍太郎は「労使間ではどうなっているか」と質問し、小森は「真藤総裁とも基本的に合意ができています」と答えた。橋本龍太郎が念を押すように正してきたので、小森は「絶対間違いありません」と答えた（小森, 1988, 30ページ）。なお、このエピソードは、同書の小森正夫と橋本龍太郎との対談でも触れられている（小森, 1988, 87ページ）。

17) 「橋本私案」について、全電通・中央執行委員長の山岸章は、臨調案の「分離・分割、民営化、新規参入」「5年以内に再編成」を、分割は「5～10年以内に再編成」と幅を広げたにすぎず、他の点については臨調案と全く同じであると批判している（全国電気通信労働組合編著, 1988, 243ページ）。

18) 対談内容及び表現については、若干の変更を加えている。

きり「考え方は一致しています」と答えたのですが、そうしたら間もなく真藤総裁が当時の川井淳文書課長とともに入ってきたんです。

橋本先生に仕組まれた、ということですよ。でも結果は良かったと思います。橋本先生が百も承知であったはずですが、先生の前で労使の意見が一致していることを立証したんですから。それにしても橋本先生が分離・分割について決断されたことの意義が大きかったと思います。

橋本：意地の悪いことを思い出す人がいまして、余りそういう話をしたくなかったんですが（笑）。まさに党本部に来て頂いた時期がありましたね。その頃はまだ、表を向くと全電通も公式論（民営化反対一筆者）を言っておられた。私は実はその頃に、対通産省、対郵政省戦争をやっていたわけです（小森、1988、87ページ）。

第2に、橋本龍太郎は、電電公社改革とアメリカによる資材調達解放の圧力を当初から認識していたが、この点については小森正夫と橋本龍太郎は、次のように述べている。

小森：私が橋本先生（＝橋本龍太郎）や武藤先生（武藤山治：対談当時の役職は社会党代議士会長）と電電公社の改革、民営化問題で話し合うようになったのは、1980年頃と記憶しております。この頃、ちょうど電電公社の資材調達問題が日米間の貿易摩擦となって大きな議論になった時であり、加えて第二次臨調の発足が話題になった時でもありました。

橋本：ちょうど大平総理の非常に不幸な逝去とひきかえに55日の同日選挙で自民党が勝利した後、鈴木内閣が誕生し、それと同時に中曽根先生が副総理格で行政管理庁長官に就任されたときから、私は電電公社改革の歴史が始まったという気持ちがしております。

そして、同時にその当時の客観情勢として小森さんも言われたように、電電公社の物品調達についてアメリカからの圧力は一層強まっておりました。そういう意味からも、電電公社という公社形態が将来にとって望ましいものかどうか、わが国の電気通信というものを考えたときに私どもは一つの壁にぶつかっ

ておりました（小森，1988，80～81ページ）。

4. アメリカの資材調達解放

本稿では、橋本龍太郎の判断に影響を与えた「資材調達におけるアメリカ側の圧力」についての本格的な検討はできないが¹⁹⁾、本章では臨調解散から「橋本私案」発表までの時期の資材調達開放の主な動向を簡単に検討しておく。

1983年5月19日午前、日米通商摩擦協議のため来日中のポルドリッチ米商務長官らは、東京・内幸町の電電公社で真藤総裁らと会談し、アメリカからの資材調達拡大や技術協力について意見交換した。

5月19日夕方、ポルドリッチ米商務長官は東京の米大使館で記者会見し、産業政策について次のように述べた。

日本政府は、かつてコンピューターの資本・輸入の自由化に踏み切った際、その悪影響が出ぬよう見守っていく方針を決めた。これは政府に自由化の効果を消す能力があることを示していると思う。成長産業で企業側にリスクがあるような場合でも、政府が助成すべきとは思わない(朝日新聞：1983年5月20日)。

アメリカの資材市場調査団は、政府の電電公社への「助成」を暗に批判したのであった。

1983年5月27日、アメリカ通信機器メーカーに対する電電公社の資材調達問題セミナーの初会合がコロラド州デンバーで開催された。同セミナーには日本側から池田勉電電公社資材局長、加田五千雄同局国際調達室長ら8人が、また

19) 1973年に開始されたガット東京ラウンドの活動の一環として、政府調達に関する国際規約づくりが日・米・欧を中心に進められた結果、1979年に「政府調達に関する協定」が仮調印され、電電公社の調達に関しては、公衆電気通信設備を除く物品が協定の対象となった。しかしながら、とりわけアメリカは、日本政府の調達額が著しく少ないと、電電公社の全調達を対象とするよう要求してきた。日米間交渉の結果、1980年12月、当面の有効期間を3年とする合意が成立した。この間に、電電公社は日米交渉に対応するとともに、社内の調整・検討を行う「国際調達対策室」を設置したのであった（日本電信電話公社社史編集委員会，1986，528ページ）。

アメリカ側からメーカー関係者13社15名のほか、議会、政府代表が出席した。

加田室長は、アメリカメーカーの参入実態に関して「公社が市場開放前は外国メーカーの納入額は38億円だったのが、市場開放後の1981年は44億円、1982年は110億円と増加している」と説明し（朝日新聞：1983年5月29日）、アメリカ側の対日批判を牽制した。

1983年6月20日、アメリカから帰国した真藤総裁は、20日に記者会見を行い、「公社が調達解放に関する政府間協定をまじめに実行しようとしている態度が高く評価され、米国内の空気はなごやかになった」と述べ、1983年末で期限切れとなる政府間協定の見直しを主張するアメリカ側の強硬論が薄らいできたことを明らかにした（朝日新聞：1983年6月21日）。

また、アメリカ側からソフトウェアを買う用意があるとも述べた。「INS（高度情報通信システム）時代になると、ネットワーク間で使われるソフトがたくさん必要になる。日本は昨年、公衆電気通信法が改正されたばかりで、それらのソフト開発が遅れていた。すでに米国で開発、実用化されたソフトはたくさんあり、開発コストを節約するために購入する考えだ」と述べた（朝日新聞：1983年6月21日）。

1983年6月22日、オルマー米商務次官（貿易担当）は、議会証言で電電公社の資材調達促進政策を評価すると述べた。主な証言内容は、

- ①日本政府は、中曽根首相が政権を担当してから、いくつかの貿易自由化措置をとった。
- ②最も重要なのは基準・認証簡素化法案の国会成立であり、これらが完全に実施されると、対日輸出の障害は大幅に取り除かれる。
- ③電電公社の調達努力、米企業が売り込みに慣れてきたこと。電電公社によるアメリカ国内のセミナー開催などが調達増につながることを注視しているが、過去三年近くで最も楽観的になっている。
- ④中曽根首相の市場開放措置は歓迎するが、米政府は米企業と相談しながら、実施状況を正確に測定したい（朝日新聞：1983年6月24日、傍線筆者）。

おわりに

以上、臨調解散から「橋本私案」提出に至るまでの、電電公社民営化の政治過程を考察してきた。「橋本私案」成立に至るまでの重要なポイントの一つが

「出資証券方式」であるが、この「出資証券方式」の経緯について、改めて振り返っておきたい。

1982年7月13日、金丸信らは、「分割・民営化」を実施せずに政府が特殊法人の証券を保有する「出資証券方式」案を提出した。7月14日、真藤総裁は、記者会見で「出資証券方式」案を商法が適用されない企業体では改革は困難と批判した。

1982年7月20日、全電通は全電通大会にて「出資証券方式」を評価した。同日、郵政省の守住事務次官も「出資証券方式」を「ひとつの案」と評価したうえで、特殊会社化を含む株式会社化などの民営化案を批判した。臨調は、「出資証券方式」案は採用せず、従来通りの「五年以内の再編成」案を堅持するとした。

1982年7月23日、「出資証券方式」案は、1982年7月27日に自民党・電電基本問題調査会と通信部会（山下徳夫会長）との合同会議で了承された。この「出資証券方式」案は、7月13日に提出された「出資証券方式」案とは、大きな変更点がある。7月13日の「出資証券方式」案は、合理化には触れず「分割は当面しない」と、将来は分割を実施する可能性があることを示唆していた。しかしながら、7月27日の「出資証券方式」案は、合理化を強力に進める一方、分割は実施しないとされた。同案は、分割に反対していた全電通や郵政省の意向に沿う形となった（羽瀧，2015，69～71ページ）。

臨調第4部会会長であった加藤寛は、自民党の「出資証券方式」案について、次のように批判する²⁰⁾。

自民党案の「出資証券方式」案はいうべき言葉もない。公社という名前さえ

20) 「出資証券方式」案は、自民党案のほかに全電通案もある。両案の共通点は「分割は実施しない」という点にあるが、自民党案では出資者は経営参画しないという意味での日銀方式を採用しており、全電通案は出資者の加入者は意思決定に参画できるとされる。全電通案の出資方式は利用者による共同出資を指すが、加藤は、既に国民のほとんどがすべてが利用者である以上、利用者に限定する意味はないと批判した（加藤・山同，1988，209ページ）。

消せばよい。狙われているのは「公社」なのだから。そんな風に私たちの報告を受け取ったのなら情けない。名称を変え、現在の100%の政府出資を証券（紙）に書けば良いとするものだが、一体これは何の改革を目的としたものなのか。一中略一。(分割について) 民営化を本質の要請とし、それを可能にするための競争原理の導入、それによるいっそうの発展を目指し、そのための手段として「分割」を提唱したのである。人間が減るから分割が不要とは(合理化を実施するので分割は実施しない—筆者)、一体どういう論理から出て来るのか。

一中略一。

責任政党が、目的意識が欠落した、経営感覚ゼロの案を堂々と提示するとはどういうことか。しかもその内容たるや、人員削減を法により手当するといいう条項を除き、今の公社と何の違いがあるのか(加藤・山同, 1988, 210ページ)。

この「出資証券方式」案から臨調「民営」案に近い「橋本私案」への転換は、自民党・郵政族にとっても大きな譲歩であった。この転換の背景に、橋本龍太郎・談話で言及された「資材調達におけるアメリカ側の圧力」の影響があったことは間違いない。アメリカ側の「中曽根首相の市場開放措置を歓迎する」との評価に加え、小森正夫と橋本龍太郎との対談でも言及されているように、電電公社の経営形態に対する問題意識がアメリカの資材調達開放圧力が高まってきた頃に生じてきたという点を踏まえるならば、電電公社民営化と資材調達開放要求は密接に関連していたと言える。

その上で、臨調解散から「橋本私案」提出に至るまでの電電公社民営化の政治過程の特徴について整理しておく。

第1に、橋本龍太郎は、自党内内反対派や郵政族、真藤総裁、全電通などとの調整役として奔走し、「橋本私案」をまとめた。民営路線を支持しつつ、金丸信や全電通の「分割反対」の意向に沿う形で「分割」案が削除された。

第2に、臨調の「民営」案に対して、自民党・郵政族、郵政省、全電通などの反対勢力の代替案が「出資証券方式」案であったが、「橋本私案」では採用されなかった。

第3に、全電通は電電公社民営化反対の看板を表向きは堅持しつつも、「橋本私案」を事実上受け入れたことを、電電公社民営化以後に小森正夫らは明かしている。

最後に、この時期に、電電公社改革と同時に郵政省の機構改革も日程にのぼってきたことで、電電公社と郵政省の双方の改革の基本方向が定まったと言える。

以上、臨調解散から「橋本私案」成立に至るまでの時期は、民営化と分割見送りの方向性が決定づけられた時期であり、また、アメリカ側は資材調達開放要求に応じてきた中曽根首相を高く評価していたのであった。

参考文献

- 飯尾潤 [1993] 『民営化の政治過程』 東京大学出版会
- 井上照幸 [2000] 『電電民営化過程の研究』 星雲社
- 加藤寛・山同陽一 [1983] 『国鉄・電電・専売 再生の構図』 東洋経済新報社
- 小森正夫 [1983] 『論争 高度情報化社会と電電公社の未来』 (上・下) 太陽図書出版
- 小森正夫 [1988] 『今だから語ろう 電電民営化の舞台裏』 合同通信社
- 瀬島龍三 [1995] 『幾三河』 扶桑社
- 全国電気通信労働組合編 [1988] 『全電通労働運動史』 全国電気通信労働組合
- 中村太和 [1996] 『民営化の政治経済学』 日本経済評論社
- 日本電信電話公社社史編集委員会 [1986] 『日本電信電話公社一経営形態変更までの8年の歩み』 情報通信総合研究所
- 羽瀨貴司 [2013] 「電電公社民営化に関する考察(1)」 神戸国際大学 『経済経営論集』 第33巻第1号, 27~42ページ
- 羽瀨貴司 [2014a] 「電電公社民営化に関する考察(2)」 神戸国際大学 『経済経営論集』 第34巻第1号, 49~63ページ
- 羽瀨貴司 [2014b] 「電電公社民営化に関する考察(3)」 神戸国際大学 『経済経営論集』 第34巻第2号, 53~76ページ
- 羽瀨貴司 [2015a] 「電電公社民営化に関する考察(4)」 神戸国際大学 『経済経営論集』 第35巻第1号, 55~79ページ
- 羽瀨貴司 [2015b] 「電電公社民営化に関する考察(5)」 神戸国際大学 『経済経営論集』 第35巻第2号, 75~104ページ
- 羽瀨貴司 [2019] 「電電公社民営化に関する考察(6)」 神戸国際大学 『経済経営論集』 第39巻第1号, 1~24ページ
- 羽瀨貴司 [2020] 「電電公社民営化に関する考察(7)」 神戸国際大学 『神戸国際大学紀要』 第39巻第1号, 17~25ページ